

基本目標3 つながりが生みだす豊かな暮らしをめざします (つながる)

推進方策/取組 (H27~H31)	No	取組内容 / 取組主体		事業視点評価 (H28)				施策視点評価			
		社協	市	事業名	事業内容	実施状況	事業評価	担当課評価(意見)	指標達成度	次年度方針	判定
1 防災・減災など安心した地域づくりの推進	(44)	■	在宅寝たきり者世帯歳末見舞贈呈事業	民生委員の協力のもと、在宅の寝たきり者世帯に、介護用消耗品を贈る	A	○	共同募金配分施策として取り組むが、贈呈事業について検討	○	改善	▲	〔社協〕 要援護者の把握は個人情報保護の問題もありだんだん難しくなっており、自治会長や民生委員による把握に限られる。
		■	独居高齢者暑中見舞い、年賀状の発送	(概要)ひとり暮らし高齢者への暑中見舞い、年賀状を発送する(ボランティアの協力による) (対象)市内で生活されている71歳以上のお一人暮らしの方(対象者の把握は民生委員・児童委員に依頼)	A	○	書状を通じた心の交流として定着。学校やボランティアグループの活動として継続	○	継続		
	(45)	■	災害時要援護者避難支援制度	(主旨)災害が発生又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方に対して避難支援を行う。 (概要)支援を申し出られた方に対して、個別に避難支援計画を作成し、災害が発生するおそれがある場合等に、その計画に基づいて地域住民による避難支援を行われる仕組み。 (対象)要介護3以上、身体障害1・2級及び知的障害A判定の方、高齢者のみ世帯(独居含む)、乳幼児、妊産婦、外国人等、その他支援を希望する方すべてを対象(根拠)災害対策基本法	B	▲	平成28年8月に当市の災害時要援護者の要件を満たす約9,000人を対象に制度案内を実施、そのうち約1,600人(約18%)の方から避難支援に関する申し出の提出があり、個別支援計画が自治会等の支援者と共同により作成されているが、記載が不十分な事例も多数見受けられる。	▲	継続	○	〔くらしの安全課〕 豪雨災害により法改正後の新しい仕組みによる対応が遅れていたが、平成28年度から着手し、現在も継続して制度周知を行っている。当該制度の性質上、複数年を要し事業の熟成度を高めていくものであるため、年度単位で達成度を示すことは困難なところがある。
	(46)	■	防災訓練事業	自主防災組織等が実施する防災訓練に、市職員や丹波市防災会の防災士等が訓練指導にあたり、地域防災力の強化と防災意識の向上を図る。	A	○	地道な活動にはなるが、少しずつ住民の防災意識向上に繋がっているものと考えている。訓練実施件数も、丹波市豪雨災害以降は増加に転じている。	▲	継続	○	〔くらしの安全課〕 防災意識の高まりは感じられるものの、まだまだ地域において温度差や偏りがある。
	(47)	■	自主防災組織育成助成事業	地域の防災力強化のため、自主避難所の運営又は救出救助等に要する各種防災資機材の購入費、防災リーダー養成講座受講費用等の一部を助成する。	B	▲	新たに2自治会において自主防災組織を設立され、現在220組織(組織化率73.8%)となる。助成事業については、申請組織に偏りがあるが、昨年度末実績対比40%減(見込み)と低くなっている。平成29年度で制度施行10年目を迎えるため、申請及び資機材等整備状況等に鑑み、制度自体の見直しを図る時期に来ていると考える。	▲	継続	▲	〔くらしの安全課〕 自主防災組織の設置率と防災意識の高まりは必ずしも正比例するものではない。防災訓練事業とともに地域の温度差等は存在するため、地域における防災力向上に向けた新しい取組みを検討する。
	(48)	■	災害対策事業	避難行動要支援者名簿(個人情報提供に同意いただいた方のみ)を自治会や民生委員・児童委員等の地域の支援者に平常時から提供することにより、早めの避難支援に活用でき、災害発生後には安否確認が行える。	C	▲	自治会長会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー等に制度説明を行い、支援申請者の個別支援計画策定に向けて協力要請を行うとともに、発災時の安否確認体制の構築に努めたが、全国的に個人情報等の提供同意が得られない等、当該制度の本旨について理解が得られにくい状況もあるのが現状である。	▲	充実	○	〔くらしの安全課〕 名簿の整備が出来ていても、単年度で支援体制まで完全なしくみを構築することが困難なため、今後も引き続き地域に対して地道に理解と協力を求めていく。
	(49)	■	災害対策事業	市内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、医師会や歯科医師会、医療機関等と調整し、防災体制の整備を図る。	D	×	防災担当部署のみでは構築困難なため、災害対策本部設置時における対応班(健康部、福祉部)とも共同して調整を要する。	×	継続	○	〔くらしの安全課〕 新病院の開院に合わせて災害拠点病院の位置づけ協議、更には災害時の支援体制について担当部局と共同で調整を行う。
	(50)	■	災害時要援護者避難支援制度	地震や風水害、その他の災害により、災害時要援護者が避難する際の受け入れ先として、社会福祉施設等「災害時における要援護者避難施設として民間社会福祉施設等の使用に関する協定」を締結し、災害時要援護者の受け入れ体制を確保する。	B	▲	市内の11法人17施設と協定を締結済(H19)であるが、協定先との定例的な連携会議の開催ができておらず、発災時における問題や課題等の共通認識及び解決までには至っていない。	▲	継続	○	〔くらしの安全課〕 市内の福祉施設協議会等へ参加し、要援護者受入れの要請と、施設自らが被災した場合の自然災害等対応マニュアル作成依頼を行ったので、今後はその進捗状況について担当部局と共同で確認を行うこととする。
	(51)	■	避難所運営	運営管理(衛生・生活・給付)・ボランティア派遣等	D	×	防災担当部署のみでは構築困難なため、災害対策本部設置時における対応班(福祉部)とも共同して調整を要する。	×	継続	○	〔くらしの安全課〕 豪雨災害の教訓から避難所開設が長期に渡る場合を想定し、避難者が継続して福祉サービスを受けられる体制を福祉部局と調整する。
	(52)	■	災害ボランティア支援事業	被災者支援活動に対して、予算の範囲で助成する 災害ボランティアの登録や研修を行う	A	○	現行の移動手段の事情に合わせて要綱改正。ボランティア支援として継続	○	継続	○	〔社協〕 団体や企業等による被災地支援のための支援として必要である。
2 地域ぐるみの健康づくり	(53)	■	健康たんば21第2次計画の推進	【早起き・おひさま・朝ごはん】を合言葉に、ぐっすりやすやす運動を基軸とする健康たんば21計画第2次計画の「栄養・食生活」「身体活動・運動」「こころの健康」「タバコ」「健康診査・健康管理」の5つの重点分野の推進に努め、市民の健康意識の向上を図る。	A	○	ライフステージ全般において健康相談・健康教育の実施に努め、自律した健康づくりの普及啓発を実施している。	○	継続	○	〔健康課〕 健康たんば21計画に基づき着実に実施。食育推進計画第3次策定にも着手し、平成29年度以降の効果検証を行う。
	(54)	■	健康診査・がん検診、感染症予防事業、母子保健事業	妊娠期から高齢期まで、健康診査、がん検診、予防接種、健康相談、健康教育、保健指導を実施し、疾病の予防や早期発見、早期治療に努め、市民の健康寿命の延伸を図る。	A	○	法改正等にも柔軟に対応し、計画通り実施できている。	○	継続	○	〔健康課〕 子育て包括支援センター準備、予防接種実施判定システムの運用開始など着実に事業計画の推進を図っている。
	(55)	■	高齢者お昼のつどい	小学校区単位で開催する経費の一部を助成する	A	○	地域福祉推進支援事業のメニューとして実施する	○	継続	○	〔介護保険課〕 生きがいデイサービスの縮小、廃止に伴い、受け皿となる地域の集いの場づくり、展開を推進する必要がある。
		■	ふれあいいきいきサロン活動支援	サロン開催の相談や助言、レクリエーション用具、ビデオの貸し出しの他、活動費の助成 サロンボランティアへの研修 いきいき百歳体操を普及させる	A	○	今後さらに、気軽集える場づくりを進めていく必要がある。	○	充実	○	〔社協〕 つどいの場づくりが、地域の人が集まりやすく交流の場となるため、引き続き開催支援を行うほか、担い手の養成を進めていく必要がある。
		■	生きがいデイサービス事業	介護保険の認定を受けていない方で介護予防が必要とされた方にサービスを行います	A	○	介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、平成31年度末をもって廃止する。	○	縮小		

平成28年度 丹波市地域福祉活動促進計画 取り組み評価結果(確定版)

No.3

基本目標3 つながりが生みだす豊かな暮らしをめざします (つながる)

推進方策/取組 (H27~H31)	No	取組内容 / 取組主体		事業視点評価 (H28)					施策視点評価		
		社協	市	事業名	事業内容	実施状況	事業評価	担当課評価(意見)	指標達成度	次年度方針	判定
④介護予防活動の推進	(56)	■	生活支援サービス体制整備	新しい総合事業における訪問型サービスBを推進する	D	×	介護保険をとりまく変化の周知、自治会レベルでの出張福祉教室などを通じた周知、支所域での支所との連携を密にしておく	×	充実	○	「介護保険課」いきいき百歳体操については、市内で47か所と目標(40か所)を上回る展開状況であり、訪問型サービスBも「くらし応援隊」として事業化。今後は各事業に関わるボランティアの育成・支援を、市・社協が協働して推進する必要がある。
		■	一般介護予防事業 地域介護予防活動支援事業	介護予防出前講座・いきいき百歳体操の地域展開・介護予防サポーターの育成	A	◎	出前講座やいき百の地域展開を実施	◎	継続		(社協)くらし応援隊員の養成をさらに進める必要がある。事業の必要性と内容のPRを出張ふくし教室などを活用して行う。
①ボランティア・市民活動支援センターへの支援の充実	(57)	■	ボランティアのコーディネート	(概要)ボランティアの相談や支援、コーディネートを行う運営経費の助成等の支援を行う	A	○	本所・支所で実施	○	継続	○	「社協」本所・支所機能の役割分担を決め、効率的に情報の集約・発信、養成講座等の企画・開催を行う。
		■	ボランティア市民活動センター運営	(概要)丹波市を中心に活動するボランティアグループ、個人ボランティアの登録、養成講座の開催、コーディネート等を行う	A	○	本所・支所で実施。ボランティア登録カードで管理しており、地域活動へのボランティアコーディネートを丁寧に行っている。	○	充実		
		■	ボランティア養成講座	図書館サポーター養成講座、手話奉仕員養成講座、くらし応援隊養成講座、男性ボランティア養成講座	A	○	ボランティアが年々減少している事実を鑑み、生活支援、障害者支援を中心に各地域での実情にあった講座を開催していく。	○	充実		
		■	ボランティア体験講座	(概要)既存のボランティアグループを知る機会、実際に体験できる機会を提供する(対象)市内在住・在勤の方でボランティア活動に興味のある方	A	○	くらし応援隊が一人でも増えるよう、周知を図り講座内容を検討して実施	○	継続		
②ボランティア・市民活動支援センター事業の充実と機能の強化	(58)	■	ボランティア養成講座	図書館サポーター養成講座、手話奉仕員養成講座、くらし応援隊養成講座、男性ボランティア養成講座	A	○	ボランティアが年々減少している事実を鑑み、生活支援、障害者支援を中心に各地域での実情にあった講座を開催していく。	○	充実	○	「介護保険課」くらし応援隊を含むボランティアの育成・支援を、特に高齢者においては「社会参加」の視点から、「介護予防活動」として参加できるような取り組みも必要である。
		■	ボランティア体験講座	(概要)既存のボランティアグループを知る機会、実際に体験できる機会を提供する(対象)市内在住・在勤の方でボランティア活動に興味のある方	A	○	くらし応援隊が一人でも増えるよう、周知を図り講座内容を検討して実施	○	継続		
		■	生活支援サービス体制整備	生活支援サポーター養成講座	A	○	くらし応援隊が一人でも増えるよう、周知を図り講座内容を検討して実施	○	継続		
③ボランティアに関する総合窓口の充実	(59)	■	ボランティアへの相談支援	(概要)ボランティアの相談や支援、コーディネート、ボランティア活動保険加入手続き、ボランティア団体等に活動助成	A	○	本所・支所で実施	○	継続	○	「介護保険課」くらし応援隊を含むボランティアの育成・支援を、特に高齢者においては「社会参加」の視点から、「介護予防活動」として参加できるような取り組みも必要である。
		■	ボランティアへの相談支援	(概要)ボランティアの相談や支援、コーディネート、ボランティア活動保険加入手続き、ボランティア団体等に活動助成	A	○	本所・支所で実施	○	継続		
①地域活動拠点の整備	(60)	■	よろずおせっかい支援センター	生活支援コーディネーターを配置する	A	◎	生活支援コーディネーターの配置ができ、関係機関との調整を行っている	◎	継続	◎	「介護保険課」よろずおせっかい支援センターに地域支えあい推進員を配置し、地域のよろずおせっかい相談所の支援拠点整備ができた。
		■	福祉のまちづくり事業	(主旨)地域における自発的な福祉のまちづくり実現のための支援(概要)5ヶ年(H26-H30)で全自治協に対し、金銭的支援を行い地域が取り組む福祉のまちづくりに寄与(対象)市内自治協(1回のみ)(根拠)福祉のまちづくり交付金交付要綱	A	◎	1年間で5自治協、5年間ですべての自治協へという設定で取り組んでいたが、3年目の今年度で16自治協が申請、実施されている。地域にとっては使いやすい事業であると思う。	○	継続		(社協)福祉のまちづくり交付金事業が終了後は、地域福祉推進支援事業等を活用する。
		■	公民館等整備補助金補助金	自治公民館活動の活性化を促進し、自治会が実施する公民館の新築等施設整備事業に要する経費の全部又は一部を補助する	A	◎	平成28年度を以て終了する自治公民館等緊急整備事業補助金を利用した公民館整備が進んだ。	◎	縮小		「市民活動課」自治公民館等緊急整備事業補助金の制度利用により、多くの自治会の公民館整備が進んだ。一方、地域づくり交付金による地域課題の解決に向けては、まだ思考中の自治協議会がある。
②地域の居場所づくり	(61)	■	地域づくり交付金事業	(主旨)市民による主体的な主体的な連携と交流の地域づくり事業を推進する自治協議会に交付金を交付する。(対象)25自治協議会	A	○	平成28年度から新しい交付金制度の運用が始まり地域課題解決に特化した事業展開が進みはじめた。	▲	継続	○	「市民活動課」自治公民館等緊急整備事業補助金の制度利用により、多くの自治会の公民館整備が進んだ。一方、地域づくり交付金による地域課題の解決に向けては、まだ思考中の自治協議会がある。
		■	丹波市ファミリーサポートセンター	(概要)子どもを預けたい人、預かる人を登録し、地域で子どもとその家族を支援する 社協に運営委託(対象)市内の概ね6ヶ月~小学6年生までの子ども(根拠)丹波市ファミリーサポートセンター実施要綱	A	○	子育て学習センターなどでの事業周知が必要	○	継続		
③地域の中で人と人が繋がる仕組みづくり	(62)	■	出張ふくし教室	(概要)福祉について地域の方と一緒に学び、福祉に関する市民の理解を深める(対象)自治会や団体、グループ等	B	▲	年間の開催目標を立てる。対象が自治協・自治会であり、事業計画に組み入れていただかないと開催が難しいという事情もあるため、PRと内容を充実させる。	▲	充実	○	「社協」社協職員が地域に出向いて、地域福祉や介護保険の現状をPRすることは地域福祉を進めていくことにおいて必要である。今後も市民の希望や、今聞いていただきたいことなどメニューを増やして対応していく。
		■	出張ふくし教室	(概要)福祉について地域の方と一緒に学び、福祉に関する市民の理解を深める(対象)自治会や団体、グループ等	B	▲	年間の開催目標を立てる。対象が自治協・自治会であり、事業計画に組み入れていただかないと開催が難しいという事情もあるため、PRと内容を充実させる。	▲	充実		
①虐待防止に対する啓発	(63)	■	無料法律相談	(概要)法律問題でお困りの方に、兵庫県弁護士会所属の弁護士が相談に応じる	A	○	専門的な相談として利用は多い。	○	継続	○	「介護保険課」相談日に予約が集中する必要がある。権利擁護の随時相談ができる体制づくりの検討を必要とする。
		■	出張ふくし教室	(概要)福祉について地域の方と一緒に学び、福祉に関する市民の理解を深める(対象)自治会や団体、グループ等	B	▲	年間の開催目標を立てる。対象が自治協・自治会であり、事業計画に組み入れていただかないと開催が難しいという事情もあるため、PRと内容を充実させる。	▲	充実		
		■	高齢者権利擁護相談会	毎月1回、司法書士と社会福祉士により、金背管理や成年後見制度など権利擁護に関する相談会を開催	A	◎	要綱に基づき開催し、相談対応を図ることができている	◎	継続		
②虐待防止ネットワークの充実	(64)	■	障害者虐待防止地域連絡会	(主旨)障害者虐待防止地域協議会の開催(概要)高齢者虐待防止地域連絡会と合同で年1回連絡会を開催(対象)医師会、歯科医師会、丹波警察署、神戸地方支局柏原支局等及び自治会長会(根拠)障害者虐待防止法、丹波市虐待防止地域連絡会設置要綱	A	○	障害者虐待にかかる情報を共有し虐待防止につなげるため必要な施策である。協議会の会議及び研修会を各1回実施した。	○	継続	○	「介護保険課」引き続き、連絡会の実施が必要である。また、行政からの説明だけでなく、参加委員との意見交換などを行う必要がある。
		■	高齢者虐待防止地域連絡会	年に1回、連絡会を開催し、虐待防止について地域や関係機関へ啓発を実施	A	◎	要綱に基づき開催し、関係機関との連携を図れている	◎	継続		
		■	子育て支援連絡会	家庭における養育機能の低下や地域における人間関係の希薄化などによる子育て不安、児童虐待、青少年の問題行動等に対して、市民・団体等が協働して子育て家庭を支援するために子育て支援連絡会を設置	A	○	子育て支援連絡会議(H29.2実施)	○	継続		
③要保護児童対策地域協議会の連携強化	(65)	■	要保護児童対策地域協議会	児童虐待防止のため、地域の関係機関等と連携し、虐待を受けている児童に関する情報や支援対策を共有し、要保護児童等の早期発見や適切な保護を図ります。	A	○	要保護児童対策地域協議会代表者会議 1回 5月 実務者会議 2回 8月・2月(予定)	○	継続	○	「子育て支援課」複雑化する事案に対応するため、関係機関との連携を強化し、職員の専門性を高める必要がある。